

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 総則

第一節 （略）

第二節 建築基準適合判定資格者検定（第三条――第八条の三）

第二節の二（第五節）（略）

第二章（第十章）（略）

附則

（都道府県知事が特定行政庁となる建築物）

第二条の二 法第二条第三十五条号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、第一百四十八条第一項に規定する建築物以外の建築物とする。

2 法第二条第三十五条号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、第一百四十九条第一項に規定する建築物とする。

（削る）

現 行

目次

第一章 総則

第一節 （略）

第二節 建築基準適合判定資格者検定（第二条の三――第八条の三）

第二節の二（第五節）（略）

第二章（第十章）（略）

附則

（都道府県知事が特定行政庁となる建築物）

第二条の二 法第二条第三十五条号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、第一百四十八条第一項に規定する建築物以外の建築物とする。

2 法第二条第三十五条号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、第一百四十九条第一項に規定する建築物とする。

（受検資格）

第二条の三 法第五条第三項に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

(建築基準適合判定資格者検定の基準)

第三条 法第五条の規定による建築基準適合判定資格者検定は、法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認をするためには必要な知識について行う。

(建築基準適合判定資格者検定の方法)

第四条 建築基準適合判定資格者検定は、考査によつて行う。

(削る)

2 | 前項の考査は、法第六条第一項の建築基準関係規定に関する知識について行う。

(建築基準適合判定資格者検定の施行)

第五条 建築基準適合判定資格者検定は、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、毎年一回以上行う。

2 (略)

(建築基準適合判定資格者検定委員の定員)

（建築基準適合判定資格者検定委員の定員）

二 | 一 建築審査会の委員として行う業務

二 | 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

三 | 建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（法第七十七条の十八第一項の確認検査の業務（以下「確認検査の業務」という。）を除く。）であつて国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

（建築基準適合判定資格者検定の基準）

第三条 法第五条の規定による建築基準適合判定資格者検定は、法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認をするために必要な知識及び経験について行う。

（建築基準適合判定資格者検定の方法）

第四条 建築基準適合判定資格者検定は、経歴審査及び考査によつて行う。

2 | 前項の経歴審査は、建築行政又は確認検査の業務若しくは第二条の三各号に掲げる業務に関する実務の経験について行う。

3 | 第一項の考査は、法第六条第一項の建築基準関係規定に関する知識について行う。

（建築基準適合判定資格者検定の施行）

第五条 建築基準適合判定資格者検定は、毎年一回以上行う。

2 （略）

第七条 建築基準適合判定資格者検定委員の数は、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定に関する事務のそれぞれにつき、十人以内とする。

(受検手数料)

第八条の三 法第五条の三第一項の受検手数料の額は、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、二万七千円とする。

2・3 (略)

(構造計算適合判定資格者検定の基準等)

第八条の五 (略)

2 構造計算適合判定資格者検定は、経歴審査及び考査によつて行

3 前項の経歴審査は、法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務又は前条各号に掲げる業務に関する実務の経歴について行う。

4 第二項の考査は、法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準に関する知識について行う。

5 第五条、第六条及び第八条の二の規定は構造計算適合判定資格者検定に、第七条及び第八条の規定は構造計算適合判定資格者検定委員について準用する。この場合において、第五条第一項中「一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、毎年」とあるのは「三年に」と、第六条中「第五条の二第一項」とあるのは「第五条の五第一項」と「第七条中「数は、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定に関する事務のそれぞれにつき」とあるのは「数は」と読み替えるものとする。

第七条 建築基準適合判定資格者検定委員の数は、十人以内とする。

(受検手数料)

第八条の三 法第五条の三第一項の受検手数料の額は、三万円とする。

2・3 (略)

(構造計算適合判定資格者検定の基準等)

第八条の五 (略)

(新設)

(新設)

2 第四条から第六条まで及び第八条の二の規定は構造計算適合判定資格者検定に、第七条及び第八条の規定は構造計算適合判定資格者検定委員について準用する。この場合において、第四条第二項中「建築行政又は確認検査の業務若しくは第二条の三各号に掲げる業務」とあるのは「法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務又は第八条の四各号に掲げる業務」と、同条第三項中「第六条第一項の建築基準関係規定」とあるのは「第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」と「第五条第一項中「毎年」とあるのは「三年に」と、第六条中「第五条の二第一項」とあるのは「第五条の五第一項」と「第五条の二第一項」とあるのは「第五条の五第一項」と読み替えるものとする。

第一百三十六条の二の十九 法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万五千円とする。

2 法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万二千円とする。

第一百三十六条の二の十九 法第七十七条の六十五（法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、一万二千円とする。

2 法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万二千円とする。

（市町村の建築主事等の特例）

第一百四十八条（略）

2 前項の規定は、法第九十七条の二第二項の政令で定める事務について準用する。この場合において、前項中「建築主事」とあるのは、「建築副主事」と読み替えるものとする。

3 法第九十七条の二第五項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

一 法第六条の二第六項及び第七項（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第七项（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第十一条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第十二条（法第八十八条第一項（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八条第二十五項（法第

（市町村の建築主事等の特例）

第一百四十八条（略）
(新設)

2 法第九十七条の二第四項の政令で定める事務は、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

一 法第六条の二第六項及び第七項（これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の二第七项（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第七条の四第七項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第十一条（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第十二条（法第八十八条第一項（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八条第二十五項（法第

八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第四十三条第二項第一号、法第八十五条第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）、法第八十六条第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の二第一項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六条の六、法第八十六条の人（第二項を除き、法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）並びに法第九十三条の二に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

二 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号、法

第五十二条第十四項（同項第二号に該当する場合に限る。以下この号において同じ。）、同条第十五項（同条第十四項の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第五十三条第六項第三号、同条第九項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第五十三条の二第一項第三号及び第四号、同条第四項において準用する法第四十四条第二項、法第六十七条第三項第二号、同条第十項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条第三項第二号、同条第六項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条の七第五項並びに同条第六項において準用する法第四十四条第二項に規定する

八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第四十三条第二項第一号、法第八十五条第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）、法第八十六条第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の二第一項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六条の六、法第八十六条の人（第二項を除き、法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）並びに法第九十三条の二に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

二 法第四十三条第二項第二号、法第四十四条第一項第二号、法

第五十二条第十四項（同項第二号に該当する場合に限る。以下この号において同じ。）、同条第十五項（同条第十四項の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第五十三条第六項第三号、同条第九項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第五十三条の二第一項第三号及び第四号、同条第四項において準用する法第四十四条第二項、法第六十七条第三項第二号、同条第十項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条第三項第二号、同条第六項（同号の規定による許可をする場合に係る部分に限る。）において準用する法第四十四条第二項、法第六十八条の七第五項並びに同条第六項において準用する法第四十四条第二項に規定する

都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

三・四 (略)

4 法第九十七条の二第五項の規定により同項に規定する市町村の長が前項第一号に掲げる事務のうち法第十二条第四項ただし書、法第八十五条第八項又は法第八十七条の三第八項の規定に係るものを行う場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「建築審査会」とあるのは、「建築審査会（建築審査会が置かれていない市町村にあつては、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会）」とする。

5 法第九十七条の二第五項の場合においては、この政令中都道府県知事たる特定行政の規定は、同条第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。

(特別区の特例)

第一百四十九条 (略)

2 前項の規定は、法第九十七条の三第二項の政令で定める事務について準用する。この場合において、前項中「建築主事」とあるのは「建築副主事」と、同項第一号中「建築物」とあるのは「建築士築物又は延べ面積が一万平方メートル以下の建築物のうち建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物に該当するもの」と読み替えるものとする。

3 法第九十七条の三第四項の政令で定める事務は、第一項各号に掲げる建築物、工作物又は建築設備に係る事務以外の事務であつて法の規定により都知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務以外の事務とする。

一・二 (略)

都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

三・四 (略)

4 法第九十七条の二第四項の規定により同項に規定する市町村の長が前項第一号に掲げる事務のうち法第十二条第四項ただし書、法第八十五条第八項又は法第八十七条の三第八項の規定に係るものを行う場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「建築審査会」とあるのは、「建築審査会（建築審査会が置かれていない市町村にあつては、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会）」とする。

5 法第九十七条の二第四項の場合においては、この政令中都道府県知事たる特定行政の規定は、同条第一項の規定により建築主事を置く市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。

(特別区の特例)

第一百四十九条 (略)

(新設)

2 法第九十七条の三第三項に規定する都道府県知事たる特定行政の権限に属する事務で政令で定めるものは、前項各号に掲げる建築物、工作物又は建築設備に係る事務以外の事務であつて法の規定により都知事たる特定行政の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務以外の事務とする。

一・二 (略)

4

法第九十七条の三第四項の場合においては、この政令中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定（第一百三十条の十第二項ただし書、第一百三十五条の十二第四項及び第一百三十六条第三項ただし書の規定を除く。）は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

3

法第九十七条の三第三項の場合においては、この政令中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定（第一百三十条の十第二項ただし書、第一百三十五条の十二第四項及び第一百三十六条第三項ただし書の規定を除く。）は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（特別区に係る建築基準法の適用の特例）

第二百十条の十七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の三第一項及び第四項の場合においては、同法第十二条第一項、第二項及び第四項、第十四条、第十六条、第十八条第一項、第二項及び第二十五項、第七十条第四項、第七十二条第二項、第七十三条第二項並びに第七十八条第一項中「建築主事を置く市町村」とあるのは、「特別区」とする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味によるものとする。政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令

（略）

事務

建築基準法施
行令（昭和二
十五年政令第
三百三十八号）

第八条の二第一項（第八条の五第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

（略）

（略）

（略）

現 行

（特別区に係る建築基準法の適用の特例）

第二百十条の十七 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の三第一項及び第三項の場合においては、同法第十二条第一項、第二項及び第四項、第十四条、第十六条、第十八条第一項、第二項及び第二十五項、第七十条第四項、第七十二条第二項、第七十三条第二項並びに第七十八条第一項中「建築主事を置く市町村」とあるのは、「特別区」とする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味によるものとする。政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令

（略）

事務

建築基準法施
行令（昭和二
十五年政令第
三百三十八号）

第八条の二第一項（第八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

（略）

（略）

（略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する处分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一・二（略）

現 行

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する处分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一・二（略）

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第三条 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第三条 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更について、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）（抄）（第五条関係）

(傍線の部分は改正部分)

		改 正 案
第九条 (略)	(市町村の長による事務の処理)	
		現 行
第九条 (略)	(市町村の長による事務の処理)	
2	前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るものについては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築又は移転に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物等についての対象建設工事に係る都道府県知事が行う。	2 前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るものについては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築又は移転に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物等についての対象建設工事に係る都道府県知事が行う。
3	第一項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るものうち、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百四十九条第一項各号に掲げる建築物等（同項第二号に掲げる建築物及び工作物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定による十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することと特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。）に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。	3 第一項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るものうち、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百四十九条第一項各号に掲げる建築物等（同項第二号に掲げる建築物及び工作物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。）に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。
4	(略)	

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる住宅）</p> <p>第四条 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅とする。</p> <p>2 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる住宅とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる住宅）</p> <p>第四条 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅とする。</p> <p>2 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる住宅とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（都道府県知事の同意を要する建築物）</p> <p>第三条 法第十条第二項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる区域内において整備される当該各号に定める建築物とする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域 同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物</p> <p>二 建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域 次に掲げる建築物 イ・ロ （略）</p>	<p>（都道府県知事の同意を要する建築物）</p> <p>第三条 法第十条第二項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる区域内において整備される当該各号に定める建築物とする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域 同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物</p> <p>二 建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域 次に掲げる建築物 イ・ロ （略）</p>

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第九条関係）
※脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令
の整備等に関する政令（令和六年四月一日施行）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都道府県知事が所管行政庁となる建築物） <p>第二条 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	（都道府県知事が所管行政庁となる建築物） <p>第二条 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p>